

2019年度大阪女学院事業計画策定にあたって

I. はじめに

大阪女学院の歴史と建学の精神、140年目に向けて大阪女学院全体像を展望している「VISION OJ140」、推進過程にある第Ⅱ期中期計画(2016～19年度)を踏まえて、2019年度事業計画を策定する。これまでと同様に、キリスト教教育を土台として、女子教育、英語教育、平和教育、人権教育(解放教育)を継承・発展していくことを基本姿勢とし、環境の変化に柔軟な対応で健全な学院運営を展開する。

また、中央教育審議会大学分科会の将来構想中間まとめには、2040年の社会の姿を予測した中で高等教育の課題と方向性を示していることを覚え、2019年度事業計画として、①長期的な視点でVISION OJ 150(2034年度/150周年/運営像)を視野に入れた第Ⅲ期中期計画(2020～2024年度)の策定 ②短期的な視点で財政とリーダーシップの課題への対応 に取り組む。

II. 大阪女学院が推進すること=VISION OJ 140 に向かう運営

建学の精神(ミッションステートメント/2009年9月15日制定)

大阪女学院は、創造主を畏れキリストの教えに従って一人ひとりを愛し、何が重要であるかを見抜く力を養い、喜びをもって進んで社会に仕える人を育む

VISION OJ 140

[大阪女学院が育もうとする学生・生徒像]

- *キリスト教に基づく愛と奉仕を実践する人
- *自由で主体的な学びの中から物事の本質を見つめ、進むべき道を選ぶことのできる人
- *英語力を基礎に幅広い教養と公正な判断力を身に付け、自律的・主体的に行動できる人
- *性別の役割にとらわれずに多様な可能性を探し求め、リーダーシップを覚えて、女性の尊厳の確立に努める人
- *社会の課題に関心を持ち、世界、日本、地域、人に仕える人

[140周年(2024年度)を迎える大阪女学院の姿]

「中学校から大学院まで キリスト教を基盤に全人格を育む女子・女性の教育機関」

1. 大学・短期大学の運営像

- (1)地球規模及び地域社会の課題に関わる女性を育む高等教育機関として、地球環境、平和、差別、貧困及び女性の尊厳に関わる潜在的な課題等に関する教育の展開
- (2)英語運用能力を活かした教養教育による人格を育む学校
- (3)学校の全体像(2024年度)

短期大学:1学年100名 大学:1学年150名 全学学生数836人+大学院生

(4)広報のコンセプト

「キリスト教教育、人権教育、英語教育を柱に据えて、自己認識と社会認識を養うとともに、社会や世界に積極的に関わる意欲を喚起し、確かな認識によって問題意識を育み、問題の解決に向け、世界のさまざまな場で人々と協働する女性を育てる大学」であることを伝える。

2. 中学校・高等学校の運営像

- (1)世界を見つめ、生き生きと社会で活動する女性を育む学校として

- (2) 女性の視点での教育活動の展開
 - (3) 学校の全体像(2024年度)
 - 中学校:1学年4クラス150名 高等学校1学年7クラス240名 全校生徒数:1170名
 - (4) 広報のコンセプト
 - 平和と共生の実現に寄与する生徒を育む学校
 - 3. 部門間の連携・協働の姿
 - (1) 中学校から大学院までの教育研究機関であり、キリスト教を基盤に全人格を育む女子の学校であることを地域社会に広く報せる。
 - (2) 大学院の研究成果(国際共生、平和、人権、環境)が中学校・高校、短大・大学に活かされて、多様な教育を展開している。
 - (3) VISION OJ140、第Ⅱ期中期計画に則って、部門間の連携・協働がより充実している。
 - 4. 教育研究活動を支える学院運営の姿
 - (1) 女性が働くための課題と職場環境の充実
 - (2) 学院全体が協働する運営組織とシステムの構築
 - (3) 健全な財務体質への転換
 - (4) キャンパス施設設備の維持及び新設計画
- (注)VISION OJ 140は2018年度に一部改訂したものです。

Ⅲ. 2019 年度の事業運営課題と取組み

2019年度の事業運営課題への対応は、学院運営会議(学内理事会)を中心として取り組む。

1. 第Ⅱ期中期計画(2016～2019 年度)の進捗中間評価(2018年度実施)に則って、2019年度事業計画を推進する。
2. 学院全体の課題である「事務職員の養成計画」「施設整備計画、資産活用計画及び財政運営計画」「短期大学・大学の学科等の将来構想」を実質化すること、「地域社会との協働プログラム(ウエルミナジュニアカップ等)」を継続・発展させることに注力する。
3. VISION OJ 150(2034年度/150周年/運営像)をイメージしつつ、第Ⅲ期中期計画(2020～2024年度)の策定に取り組む。
4. 第Ⅲ期中期計画(2020～2024年度)を視野に入れて、次期役員体制の構想作業、次世代の運営管理体制(管理職体制)の構想作業、クリスチャン条項に関する協議に取り組む。
5. 健全財政の確立に向けて、特定資産(施設整備積立、退職金積立)の引当を実行する。
6. ハラスメント行為を防止する観点で、ハラスメント学習会を継続・実施する。
7. 頻発する自然災害に備えて、危機管理体制の再構築と共に、生徒・学生、教職員に対する防災教育の展開を準備する。